

◎新潟県告示第181号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成25年2月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 有限会社フロンティア 代表取締役 酒井 三男
- 3 主たる営業所の所在地 加茂市陣ヶ峰15番7号
- 4 許可番号 新潟県知事（般-22）第21507号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間 平成25年2月20日から平成25年2月22日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実
有限会社フロンティア及び同社の従業員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成24年10月10日に三条簡易裁判所から、同社は罰金50万円、同社の従業員は罰金30万円の略式命令を受け、その刑がそれぞれ確定している。
このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。